

(一般事業主行動計画)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日 ～ 2025年3月31日迄

2. 内 容

《目標—1》

社員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

【対 策】

2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。

2023年10月～ 毎月末に取得状況を取りまとめ各部門へ配信し年次有給休暇の取得を促す。

《目標—2》

毎週、水曜日と金曜日にノー残業デーを継続実施し、前年度よりも更に所定外労働の削減をはかれるようにする。

【対 策】

2023年4月～ 所定外労働時間の現状の把握と削減への呼びかけをする。

《目標—3》

子の看護休暇および、育児短時間勤務の子の対象年齢を見直し拡大する。

【対 策】

2023年4月～ グループ会社の状況、社員のニーズを把握する。

2024年4月～ 関連規定の改定